



飼養衛生管理基準が10月に施行されました

主な改正点は以下の8点です

- 家畜所有者の責務の明確化**
 - ・ 伝染性疾病の発生予防やまん延防止に対する責任は所有者にあることを明確化
 - ・ 所有者は飼養衛生管理者を選任（家畜の所有者との兼任可）し、飼養衛生管理基準の遵守状況を定期点検させる必要があります。
- 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知**
 - ・ 農場に立ち入る全ての人（飼料運搬業者・工事業者等も含む）が適切な手順で作業を行えるよう、消毒方法等10項目についてマニュアルを作成
 - ・ 従業員が所有者のみの場合も必要です。
 - ・ 令和4年2月までに作成する必要があります。
 - ・ 今後、国から作成例が提示されるのでそれを参考にしてください。
- 衛生管理区域の考え方の明確化**
 - ・ 飼養衛生管理区域
= 家きんに直接接触した者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲
 - ・ 原則として、衛生管理区域には、飼料タンク、飼料倉庫や堆肥舎など農場作業に関連する農場内全施設が網羅される必要があります。
- 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止**
 - ・ 愛玩動物は飼養衛生管理区域外で飼育するようにしてください。
- 衛生管理区域出入口での更衣及び
車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加**
 - ・ 農場出入り口で衣服の交換や車両消毒をする際に、交換・消毒する前の物と、交換・消毒した後のものが接触してしまわないようにしてください。
 - ・ 消毒・交換前のものを使うエリアと、消毒交換後のきれいなものを使うエリアが重複しないようにしてください

**家きん舎のほか飼料保管庫、堆肥舎等への
野鳥の侵入防止策を追加**

- ・ 網目が2cm以下の防鳥ネットを家きん舎だけでなく、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等にも設置してください。
- ・ 令和3年10月まで施行期限がありますが、野生動物の侵入防止は病気を持ち込ませないための重要なポイントなのでなるべく早く設置するようにしてください

飼養衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設

- ・ ねずみ等の隠れ場所をなくすとともに、物が邪魔で消毒ができないといったことがなくなるように、物品の整理整頓、不要物の廃棄等を実施する必要があります

**飼養衛生管理区域から退出する車両および
搬出する物品の消毒等を新設**

- ・ 伝染性疾病の地域でのまん延防止のため、「入る」時だけでなく「出る」時も消毒をお願いします。

上記の他

- ・ 「農場ごとに担当の獣医師を設置する」項目について、大規模農場だけではなく全農場が対象に
- ・ ねずみ及び害虫の駆除について、殺鼠剤及び殺虫剤の散布等の必要な措置を講じているか否かのチェック項目の追加等の変更箇所があります。

家畜保健衛生所職員が10月中を目途に農場に変更点の説明と遵守状況の聞き取りに伺います。

「飼養衛生管理基準」本文は、下記の農林水産省HPに掲載されています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-91.pdf

対策についてご相談がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。
岐阜県中央家畜保健衛生所 TEL : 058-201-0530
〒501-1112 岐阜市柳戸1-1 FAX : 058-201-0531

